

平成 28 年度第 3 回南丹市男女共同参画社会推進委員会（会議録）

日 時	平成 29 年 2 月 21 日（火） 午前 10 時 ～ 11 時 30 分
場 所	南丹市役所 2 号庁舎 3 階 301 会議室
出席者	（順不同敬称略） 【委 員】 大坪委員長 片山副委員長 松村委員 清水委員 大嶋委員 西岡委員 芦田委員 中西委員 福山委員 岡島委員 矢野委員 芦田委員 北村委員 【事務局】 人権政策課 平井課長 中澤係長
欠席者	1 名
傍聴者	なし

1. 開会

2. あいさつ

3. 報告

南丹市男女共同参画行動計画ヒアリングシートについて【資料 1】

議長	<p>それでは次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>では、南丹市男女共同参画行動計画のヒアリングシートについて事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>前回の会議以降の経過についてご説明させていただきます。11 月 1 日に前回この会議を開催させていただきました。その際には、前年度のヒアリング結果の内容を見ていただきました。それ以降、各部・課に平成 28 年の進捗状況の確認をさせていただきました。年内にまとめ年明けに庁内推進委員会で調整し本日報告させていただきます。ただ、庁内推進委員会が 1 月の大雪の関係で急遽会議を開催することができなくなり、メール・電話での確認等になりましたので、まだ不完全な部分があるかと思いますが、今日色々なご意見を頂く中で修正していきたいと思っております。みなさまの色々なご意見をいただければありがたいと思っております。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、各項目に沿ってご報告させていただきます。</p> <p>【各項目説明】</p>

議長	事務局からありましたように、継続しているものは、これからも継続してやっていかなければなりません。新たに取り組みができたものもあるので、ご意見ご質問等出していただきますようお願いいたします。
委員	園部高校PTAと連携しデートDVについての啓発とあるが、デートDVというのは？
事務局	<p>一般的にDVというのは、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のことを言います。</p> <p>デートDVというのは、恋愛関係にある男女間（恋人同士）で起こる暴力のことです。</p> <p>大人のDVと同じように恋人関係にあるので見えてこないということと、誰に相談していいのかわからない、相談しづらいということがあります。大人のDVもなかなか相談しづらいですが、若年層にとってはもっと相談しづらいケースもあります。どこに相談できるかということを伝えるという事で、成人式で新成人にもデートDVのパンフレットを配布しています。</p> <p>ライトアップで高校にお願いに伺った時に、なぜ紫になっているのという事も含め説明したほうがDVの啓発に繋がり、また高校生の場合はこの事でデートDVの啓発パンフレットを配布させていただきました。</p>
委員	成人式において新成人に対してDV対策というのは、相談窓口を設置されたのではなく、相談窓口を紹介されたということですか。
事務局	DV相談に限らず、女性相談もそうですが、ここで相談できますと設置してもなかなか相談に行くことができなということがあります。そっと相談したいというのがほとんどなので、相談の場合はここに電話をしてくださいというカードを配布いたしました。
委員	「学校等における男女共同参画に関する教育の充実」では教育委員会と幼稚園だけが所管課としてあがっていませんが、対象者から言うと年齢的には同じなので保育所も対象となると思いますが、今回のヒアリングではあえて保育所を所管課としてあげていないのですか。
事務局	子育てと含めて後半の項目であげさせていただいております。

委員	教育という部分は指導の中には入らないのですか。
事務局	<p>指導要領では今後は考えて行くという形になっておりますが、平成28年に関してはこの状態になっております。国の動きの中でも、保育の領域でも教育を、また就学前教育の領域でも保育をとという動きが昨年度くらいからできておりますので、2年後に計画改定いたしますので、その時に加味していこうと思っております。今の計画の各項目の施策の内容は変えることができませんので、2年後の改定の時に新制度の枠組みで考えていきたいと思っております。</p> <p>学習指導要領が大幅に改正され、例えば技術家庭では、男子は技術、女性は家庭科だけでしたが、男女とも技術、家庭科を学ぶという教育になっています。教育の観点で男女共同参画について踏み込んだ形で対応いただいていると思っております。</p>
委員	市が進める男女共同参画の中で、同じ対象年齢だと思うので同じように教育していくべきかと思えます。
委員	八木中央幼児学園は保育も一緒ですね。
事務局	八木中央幼児学園につきましては、長時部と短時部がございまして、長時部が保育所、短時部が幼稚園の領域となります。
委員	保育の部分も含め、あげているということですね。
事務局	教育の側面の部分が主にはなります。
委員	管轄が違うことはわかりますが、教育も保育も含めこの項目を整理したほうがわかりやすいと思えます。
事務局	保育の部分は、後半にあげさせていただいております。
議長	この計画は5年ごとに見直しをしています。具体的施策・施策の内容については今すぐには変えられません。今、いい意見をいただきましたので次の見直しの時は、その点も考えて具体的施策・施策の内容について十分検討していただきたく思います。

委員	南丹市内の看護科がある学校への男性の進学はありますか。
事務局	あります。
議長	各委員会の女性委員の数も徐々にではありますが、増えてきています。食生活改善推進委員さんも増えたようです。
委員	美山町の方で若い方が入られたようですが、若い方に入ってもらおうと思ったら、どうしても小さな子供さんを預けてというのが前提にあるので、会員さんがボランティアで対応されたそうです。保育ルームを設置してから呼びかけたらもっと若い人も増えるのではないかと思います。
議長	若い人に来てもらおうと思ったら、小さな子供がいるという事で考えなければいけません。
委員	男性の料理教室は、南丹市全体に呼びかけてもなかなか参加していただけてませんが、ひとつの地域や老人会などで呼びかけると、わりと多くの方に参加いただけます。
議長	今ありましたように、大きいひとくくりで集めるのではなく、小さな単位で呼びかけた方が顔もわかるし、その小さな単位をいくつか集めたら南丹市全体になるというのもいいかもしれません。南丹市全体にというのも大事ですが、小さく組織していくのも大事かもしれませんね。
事務局	他市でも同じような課題がありまして、料理に興味をもっておられる男性の方も多いのですが、料理教室に行こうとはなかなかならないので、行きやすい環境を作るために、全体でやるのではなく、各地域に出向いたり、ブロックごとに呼びかけをするのも方法かなと思っています。来ていただきやすい環境を作らないといけないと思っています。
議長	団塊世代の男性に取り組んでもらったらパワーになると思うので、その点もポイントになると思います。
議長	男性職員が育休を取れるようにするというのはすごく大事な事ですが、そのためには職場の仕事をする上でのいろんな問題がでてくると思います。某会社で20数名の社員のうち夫婦が何組もあり、人事異動を前に夫婦が同

	<p>じ部署にならないようにするのも人数が少ないと大変になる。また妻が育休を取り、続いて夫が育休を取ると、仕事がまわらないということがある。権利なのでダメとは言えない。という話を伺いました。企業への啓発も大事ですが、こういう制度が取れる職場の環境がないと人数が少ない職場は現実問題として改めて大変だと思いました。</p>
委員	<p>京都ウィメンズベースというのは、どういうところですか。</p>
事務局	<p>京都府、京都市、京都商工会などの団体で構成されています。主に企業や働く女性の活躍を支援する拠点として、平成 28 年 8 月 26 日に開設されました。</p>
議長	<p>総務課の「事業所内で各種制度（休暇等）を取りやすい環境づくり、意識改革の取り組みを進めている。」というこの「事業所内」というのは南丹市内の事業所だと思いますが、事業所といっても規模はいろいろあるので、どういうところでされているか分かったほうがいいのではないですか。</p>
事務局	<p>わかりやすい表記にいたします。</p> <p>特定事業主は 301 人以上の職場となっており、南丹市内で該当するのは市役所だけとなります。</p> <p>各種制度（育休）については、人事担当が該当者に直接説明することもあります。部・課で把握し取りやすい環境を作るということも必要です。</p> <p>そのために、管理職を対象に、各種制度の説明、休暇を取りやすい環境にするにはどうするかということと、今、社会的問題にもなっている時間外労働についての研修がありました。研修を受け課内へおろしていくという形もとっております。こういう動きがあるということでご報告させていただきます。</p>
委員	<p>南丹市職員の休業保障はされていますか。</p>
事務局	<p>条例により定められています。</p>
委員	<p>今、会社に出勤せず家で仕事をするという在宅勤務がありますが、労働関係の項目で、提言はされないのですか。</p>
事務局	<p>先進的な事例としてあり、ひとつの仕事のやり方であると考えます。</p>

議長	民間企業では可能かと思いますが、行政では守秘義務の点から難しいのではないかと思います。
委員	起業される女性が増えてきています。京都府からの助成金もあるみたいですが、申請などの多くの書類も必要で大変だという事も聞きました。南丹市内でそういう相談に来られる方はありますか。
事務局	マザーズジョブカフェは専門的で、京都府においては全国的に見ても力を入れられております。ハローワーク（国）と自治体が京都テルサで相談等を行っているというのは先進的な事例なので、これをもっと活用していくこととしています。京都テルサまで行けない場合は、亀岡市内での巡回相談日をご案内しております。
事務局	相談事業に関しましては、女性相談だけをみましても、相談を受ける専用の部屋なく、空いている会議室などで対応しています。また、講演会等では和室を臨時的託児ルームとしている状態です。小さな子供がいる場合、相談室と託児ルーム的なスペースがあわせてできるかなと思っております。今、新庁舎へのパブリックコメントを行っていますが、専用の相談室、託児ルームも含め検討していければと思っております。 他市になりますが、昨年建物を改装され保育ルームを作られました。部屋があり人さえいればいつでも対応することができます。また、そのスペースに相談できるスペースがあれば、定期的なカウンセリングも突発的な相談も受けることができます。
委員	某市役所の1階ロビーには間仕切りして保育スペースがあります。常に二人くらい職員さんがおられ、子どもをあずけようかなという雰囲気があります。
議長	（新庁舎に対し）男女共同参画の視点からもありそうですね。
委員	この男女共同参画社会推進委員会として提案してもらってはいかがでしょうか。
議長	そうですね。推進委員会からの意見として、相談室、託児ルームの提案をするという事でどうですか。

事務局	推進委員会の意見として、事務局で取りまとめて出すという事で進めさせていただきます。
委員	「男女共同参画推進の拠点となる施設の検討は必要と考えている。」とあります。これに伴ってなのですが、施設だけではなく拠点という点で、京都府は男女共同参画課があり、らら京都やマザーズジョブカフェなど女性に対しての色々な施策が作られています。南丹市においても、女性に対する政策を整理して考えていただける部署があってもいいかなと思います。それに合わせて施設、保育ルーム、相談室を作られたらなお嬉しく思います。
議長	いい意見をいただきました。
事務局	貴重なご意見ありがとうございました。 男女共同参画は人権政策課で所管しておりますが、4名の課員で一般的な人権啓発も行っておりまして、係としては人権政策係だけです。男女共同参画係、女性政策係という男女共同参画に特化した係が無いというのは切実な問題であると思っておりますし、外へ発信することひとつとっても大きく違ってきますので、しっかりつないでいきたいと思っております。
議長	係があるのと無いのでは大きく違ってきます。
事務局	人権政策課も4年前に出来ました。それまでは、市民課の人権政策係だったのが、課として4人ではありますが独立した形になりました。これまで以上にしっかりと人権について取り組んでいくという発信も少なからずあったと思っております。形ばかりではダメですが、形も大事かなと思っております。
議長	色々課題はたくさんありますが、今日出た意見を他の課へ伝えて修正したり取り組みの意思統一を図ってもらうことも含めて、今年度のまとめあげをして進めたらと思います。
事務局	内容につきましてご意見等他にある場合は、3月8日までに事務局までご連絡いただければ幸いです。
議長	みなさん持ち帰ってもらって再度確認いただいて、何かあれば事務局まで連絡をお願いします。

	<p>これで、28年度のまとめはできるかなと思います。 以上で報告を終わります。 続いて、その他何かありますか。</p>
--	--

4. その他

【資料2】

5. 閉会